

製造の請負に関する最低制限価格の設定基準

1 趣旨

この基準は、富士宮市が行う競争入札により契約を締結する場合において、請負業務の適正な履行と品質の確保を図るため、地方自治法施行令第167条の10第2項及び第167条の13の規定に基づき最低制限価格を設定することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 対象案件

製造の請負により発注する印刷物のうち、予定価格が130万円を超えるもの。

3 最低制限価格適用案件の周知

最低制限価格を設定した案件は、指名通知書等で対象案件であることを周知する。

4 最低制限価格の設定

- (1) 予定価格に10分の6を乗じて得た金額とする。
- (2) 入札執行者は、予定価格調書に予定価格と最低制限価格を記載し、併せて両方の税抜き金額（入札書比較価格という。）も記載する。

5 落札者の決定

- (1) 最低制限価格に満たない入札がなされた場合は、当該入札をした者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 最低制限価格に達しない入札をした者は失格とし、その案件の再度入札には参加できないものとする。

6 その他

最低制限価格を設定することが不相当と認められる場合には、最低制限価格を設定しないことができる。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。